

農業協同組合法に基づく浜松市長の処分に係る審査基準及び 処分基準

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく浜松市長の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準、第6条の規定による標準処理期間及び第12条第1項の規定による処分基準は、次のとおりとする。

第1 申請に対する処分

1 審査基準

- (1) 農業協同組合法（以下「法」という。）第11条の29第1項の規定による宅地等供給事業実施規程の承認に係る審査基準は、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たっての留意事項について（平成14年3月1日付13経営第6051号経営局長名通知）」のとおりとする。
- (2) 法第11条の29第3項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の承認に係る審査基準は、(1)を準用する。
- (3) 法第11条の32第1項の規定による農業協同組合の農業経営規程の承認に係る審査基準は、(1)を準用する。
- (4) 法第11条の32第3項の規定による農業協同組合の農業経営規程の変更又は廃止の承認に係る審査基準は、(1)を準用する。
- (5) 法第44第条第2項の規定による農業協同組合の定款変更の認可に係る審査基準は、(1)を準用する。
- (6) 法第59条第1項の規定による農業協同組合の設立の認可に係る審査基準は、(1)を準用する。
- (7) 法第64条第2項の規定による農業協同組合の解散の議決の認可に係る審査基準は、(1)を準用する。

(8) 法第 6 4 条第 2 項の規定による農業協同組合の合併の認可に係る審査基準は、(1) を準用する。

2 標準処理期間

(1) 許認可事項についてのそれぞれの標準処理期間は、別表に定めるとおりとする。

(2) 前条の規定による標準処理期間は、申請書等を受理した日から起算して、当該申請に係る行政処分に関する文書を発送する日までの日数とする。ただし、申請書等の不備その他の事由により、申請人に対し申請書等の返戻及び内容の照会のために要した日数並びに 5 日以内の許認可事項に係る処理期間中の休日は、除くものとする。

(3) 申請書等が所定の書式、内容を具備していないため受理できない場合には、当該申請書等を受け付けた日の翌日から起算して 5 日以内にその旨を明らかにして申請書等を返戻するものとする。この場合において、当該不備事項の内容の軽易なものについては、申請書等の返戻に代えて書面又は口頭による連絡を行うことができるものとする。

(4) 特別の事由により、許認可事項の処理が標準処理期間を著しくこえることが予測される事項については当該事項についてはあらかじめ標準処理期間に処理できない旨の上司の決裁を受けるとともに、その旨を申請人に通知するものとする。

第 2 不利益処分

1 処分基準

(1) 法第 6 3 条第 2 項の規定による農業協同組合の設立の認可の取消しに係る処分基準については、法第 5 9 条第 1 項の設立の認可があつた日から 9 0 日を経過しても設立の登記をしない場合において、組合の登記の目処、組合が未成立のまま永続し不安定な状態となつたときの影響などを総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。

(2) 法第 9 5 条第 1 項の規定による農業協同組合及び農事組合法人に

対する法令等違反による必要措置命令については、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たつての留意事項について（平成14年3月1日付13経営第6051号経営局長名通知）」のとおりとする。

（3）法第95条第2項の規定による農業協同組合及び農事組合法人に対する業務の停止又は役員の変更の命令に係る処分基準については、（2）を準用する。

（4）法第95条第3項の規定による農業協同組合の宅地等供給事業実施規程等の取消しに係る処分基準については、（2）を準用する。

（5）法第95条の2の規定による農業協同組合及び農事組合法人に対する組合解散の命令に係る処分基準については、（2）を準用する。

（6）法第96条第1項の規定による農業協同組合の決議、選挙又は当選の取消しに係る処分基準については、議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求があった場合において、違反の程度、取消しをしなかったときの影響などを総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。

（7）法第97条の規定による農業協同組合の専用契約の取消しに係る処分基準については、契約内容が公序良俗に反するとき又は組合員等に不利益を強制するものであると認めるときは、組合員への影響などを総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。

附 則

この基準は、平成22年3月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成23年7月1日から施行する。

2 浜松市農林水産部農業水産政策課農業協同組合許認可事項処理基準（平成21年3月31日制定）は廃止する。

別表

許認可事項	根拠法令	標準処理期間	備考
農業協同組合の宅地等供給事業実施規程の承認	農業協同組合法第 11 条の 29 第 1 項	30 日	
農業協同組合の宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の承認	農業協同組合法第 11 条の 29 第 3 項	30 日	
農業協同組合の農業経営規程の承認	農業協同組合法第 11 条の 32 第 1 項	30 日	
農業協同組合の農業経営規程の変更又は廃止の承認	農業協同組合法第 11 条の 32 第 3 項	30 日	
農業協同組合の定款変更の認可	農業協同組合法第 44 条第 2 項	60 日	
農業協同組合の設立の認可	農業協同組合法第 59 条第 1 項	60 日	
農業協同組合の解散の議決の認可	農業協同組合法第 64 条第 2 項	60 日	
農業協同組合の合併の認可	農業協同組合法第 65 条第 2 項	60 日	